



LME のレッドフラッグ評価テンプレート

LME 上場ブランドの報告テンプレート

LME のレッドフラッグ評価テンプレート – OECD の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

重要: すべての文書は英語にて LME に提出する必要があることにご留意ください。この翻訳は、レッドフラッグ評価および LME の責任ある調達ポリシーの実施についての理解を深めるためにのみ提供されています。翻訳に基づき論議が生じた場合には、英語版が優先されます。

指示事項

- このテンプレートは、LME 上場ブランドの責任ある調達に関する LME ポリシー(以下「本ポリシー」)の目的上、LME の RFA テンプレートを成すものである。本書にて定義されていない大文字の用語は、本ポリシーにてそれらに帰せられている意味を持つ
- このテンプレートは、監査済み LME の RFAトラック(完了済みテンプレートを監査人に提出する必要がある際)および公表済み LME の RFAトラック(完了済みテンプレートを LME に提出する必要がある際)の後にのみブランドに必要とされる
- 生産者は報告期間、提出締切日他に関する情報については本ポリシーを参照するものとする
- このテンプレートは「OECD の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」の「錫、タンタル、タングステンに関する補足書」に基づいている。このテンプレートの文脈における「OECD ガイダンス」への参照は、以下のように解釈されるものとする

1) ブランド情報

ブランド名:		LME ブランドコード:	
生産者名:		生産者住所:	
連絡先:		報告期間:	
提出日:			

2) 企業管理システム

- LME は、その上場ブランドがその企業管理システム(OECD ガイダンスのステップ 1A およびステップ 1B による)に関して報告する(OECD ガイダンスのステップ 5 の A.1.1 による)ことを重視します。これは、この情報がレッドフラッグ評価の分析が適正に完了されたとの安心感を市場のステークホルダーに与える上で必要であるためです。

- a. **企業管理システム:** この報告期間における当ブランドの生産に関しては、生産者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス・ポリシーを定め、生産者のデュー・ディリジェンスに責任を負う管理構造と生産者における直接の責任者を説明し、生産者が設けた鉱物サプライチェーンに対する管理システムを説明し、その運用方法およびこの報告期間中に生産者のデュー・ディリジェンスの取り組みを強化した生産者による生成データについて説明し、生産者のデータベースと記録保持システムを説明します

この質問は、それ自体ステップ 1A とステップ 1B に関係しているステップ 5 の「報告」の A.1.1 項目のそうした要素を反映しています。LME の金融犯罪と腐敗リスクとの闘いに対する具体的なコミットメントに鑑み、「EITI 基準と原則に則った政府への支払いに関する情報開示」の要件はこのテンプレートの第 6)項に記載されていることにご留意ください。

3) 鉱物原産地と経由地



- 効果的なレッドフラッグ評価を行うには (i) 鉱物原産国、および (ii) 鉱物の経由国に関する明確な理解が必要となります。このレッドフラッグ評価の目的からして、「経路」および「輸送経路」という用語は置き換え可能なものとして読むことができます。

- a. その業務とサプライヤーの業務から材料の原産地を追跡するための生産者の企業管理システムに基づいて、報告期間中にこのブランドに使用されている鉱物の原産国をリストします

この回答は国の一覧の形で提供することができ、サプライヤー別に回答する必要はありません。ただし、LME はレッドフラッグ評価に関して、さらなる情報が必要とされる場合に、この情報を機密にて要求する場合があります。

- b. その業務とサプライヤーの業務から材料の経由地を追跡するための生産者の企業管理システムに基づいて、報告期間中にこのブランドに使用されている鉱物の経由国をリストします

この回答は国の一覧の形で提供することができ、サプライヤー別に回答する必要はありません。ただし、LME はレッドフラッグ評価に関して、さらなる情報が必要とされる場合に、この情報を機密にて要求する場合があります。

- c. このブランドのサプライチェーンの中で、報告期間中に当ブランドに使用されている鉱物の原産国または経由国を確定できない企業はありますか？

4) サプライヤー

- a. サプライヤーおよび他の既知の川上企業を評価するための生産者の企業管理システムに基づいて、報告期間中に生産者のサプライヤーおよび他の川上企業が株主利益および他の利益を持っている先の企業一覧(「関連企業」)をまとめます。関連企業が鉱物を供給している国および関連企業が事業を運営している国をリストします

この回答は国の一覧の形で提供することができ、関連企業ごとに回答する必要はありません。疑いがないよう付言するならば、関連企業の身元を開示する必要はありません。ただし、LME はレッドフラッグ評価に関して、さらなる情報が必要とされる場合に、この情報を機密にて要求する場合があります。

この分析の目的からして、「株主利益」とは過半数の株主利益として、また「他の利益」とは株式保有以外の手段で獲得した経営権として解釈される場合があります。

- b. サプライヤーおよび他の川上企業を評価するための生産者の企業管理システムに基づいて、報告期間中にそうしたサプライヤーおよび他の川上企業が鉱物を調達した先の国をリストします

この回答は国の一覧の形で提供することができ、サプライヤー／他の川上企業ごとに回答する必要はありません。ただし、LME はレッドフラッグ評価に関して、さらなる情報が必要とされる場合に、この情報を機密にて要求する場合があります。

5) 地域の評価(原産地と一連の管理)

- レッドフラッグ評価の中核となるのは、紛争地域および高リスク地域(「CAHRA」)の確定です
- LME は、CAHRA の確定は最終的には生産者が行うものと考えます



- LME では、LME 上場ブランドに関係する CAHRA の定義は、「OECD の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」にある「金に関する補足書」の「定義」の項に定められている拡大適用対象であると決定しています。特に、これは OECD ガイダンスの付属書 II の第 1 節にある権利乱用を CAHRA の定義に組み込んでいます
 - LME はまた、CAHRA の定義は国境に必ずしも正確に対応するものではないと認識しており、OECD ガイダンスの下ではある国の特定の低位部門が CAHRA となり、また他の低位部門は CAHRA とならないことも可能であると思われます。この可能性は以下の方法に反映されています
- a. 3)a、3)b、4)a、4)b の各項目への回答で特定された各国については、その国を以下に分類します（報告期間中の生産者の分析に基づき）。
- (i) CAHRA の定義に該当する領域がない国
 - (ii) CAHRA の定義にそのすべての領域が該当する国
 - (iii) CAHRA の定義に一部の領域は該当するが、すべてが該当するわけではない国。この場合、3)a、3)b、4)a、4)b の各項目への回答が関係する領域が CAHRA の定義内に該当するものであるかを示します
- (ii)により CAHRA の定義に該当する国、および(iii)により CAHRA の定義に該当する国の地域は「CAHRA 領域」と呼ばれるものとします。
- b. 3)a、3)b、4)a、4)b の各項目への回答において特定された各国については、（報告期間中の生産者のリスク特定に基づいて）CAHRA からの鉱物が当該国を経由していることが知られているかを示します
- c. 3)a、3)b、4)a、4)b の各項目への回答において特定された各国については、（報告期間中の生産者のリスク特定に基づいて）当該国（当該国の鉱物のブランド生産に対する貢献に関して）には限定的な既知の資源、期待できる資源、または予想生産レベルがあるか（すなわちブランド生産に使用するための当該国からの鉱物の宣言された量が当該国の既知の埋蔵量または予定生産レベルと一致しているか）を示します

6) 金融犯罪と腐敗リスク

- LME は、金融犯罪と腐敗リスクは業界のステークホルダーにとって重要な懸念事項であると考えます。そのため、LME は、OECD ガイダンスにおいて言及されている採取産業透明性イニシアティブ（EITI: Extractive Industries Transparency Initiative）の原則を世界中のサプライチェーンに根付かせることに特に意欲的です。そのため、このテンプレートでは EITI に関して OECD ガイダンスの具体的な表現を参照していますが、さらに生産者には国ごとにより広範な開示を説明することを求めています。
- a. **政府への支払い:** 生産者は、この報告期間中における当ブランドに関して、政府への支払いが EITI 基準と原則に則ってなされたものであるかを開示することを確認し、かかる報告の所在の詳細情報を提供します
- この質問はステップ 5 の「報告」の A.1.1 項を一部反映したものです。
- b. **国ごとの EITI の透明性:** 3)a、3)b、4)a、4)b の各項目への回答で特定された各国については、以下を明記します。



- (i) 当該国が EITI のメンバー国であるかどうか
- (ii) 当該国が EITI メンバー国である場合、生産者、そのサプライヤーおよび／または他の川上企業は、当該国の EITI 報告要件を遵守しているかどうか。該当する場合（およびかかる開示が商業的な機密情報の開示を必要としない場合）、最新の EITI 報告書または EITI 報告目的上の関連企業の提出物へのリンクを提供する。
- (iii) 当該国が EITI メンバー国でない場合、生産者、そのサプライヤーおよび／または他の川上企業が、EITI の目的に沿って、支払いおよび他の事柄に関する透明性を提供するために他の手段を講じているかどうか

7) レッドフラッグ評価

- a. 3)a(鉱物原産地)または 3)b(鉱物の経由地)で特定された国の中に 5)a で特定された CAHRA 領域に該当するものがありますか？

これは最初の OECD のレッドフラッグの対象範囲を提供します。

- b. 3)a(鉱物原産地)で特定された国の中に 5)c で特定された限定的資源国のリストに該当するものがありますか？

これは 2 つ目の OECD のレッドフラッグの対象範囲を提供します。

- c. 3)a(鉱物原産地)で特定された国の中に 5)b で特定された経由国リストに該当するものがありますか？

これは 3 つ目の OECD のレッドフラッグの対象範囲を提供します。

- d. 4)a(株主利益および他の利益)において特定された国の中に、5)a で特定された CAHRA 領域、または 5)b で特定された経由国リストに該当するものがありますか？

これは 4 つ目の OECD のレッドフラッグの対象範囲を提供します。

- e. 4)b(サプライヤーの事業)において特定された国の中に、5)a で特定された CAHRA 領域、または 5)b で特定された経由国リストに該当するものがありますか？

これは 5 つ目の OECD のレッドフラッグの対象範囲を提供します。

- f. 3)c(未知の鉱物源)への回答が「はい」ですか？

これは OECD のレッドフラッグの指示である『サプライチェーンにある企業が自らが所有する鉱物が「レッドフラッグの鉱物原産地または経由地」に由来するものであるかを確定できない場合、ガイドンスのステップ 1 に進む』の適用対象を提供します。このレッドフラッグ評価の目的上、これは OECD のレッドフラッグをトリガーするのと同等のものであると理解されます。

- g. 生産者は、6)a に従って義務付けられている EITI 報告の実施を怠っていますか？

これは金融犯罪と腐敗リスクに関し、LME が表明している重視事項を反映しています。

- h. 7)a ~7)g への回答で「はい」と答えたものはありますか？

その場合、1つまたは複数の OECD のレッドフラッグが付くと想定されるため、認定された整合性評価基準トラックに従わなくてはなりません。

そうでない場合、レッドフラッグは付かないと想定されるため、当ブランドは認定された整合性評価基準トラック、監査済み LME の RFAトラック、あるいは公表済み LME の RFAトラックのいずれも選択できます。

- i. 生産者はレッドフラッグ評価が 7)h で示されているのとは異なる結果であるべきだと考えますか？
その場合、完全な説明を行う必要があります。

その場合、生産者は、(LME または監査人のいずれかに対し)このテンプレートを提出する前に、この件について LME と協議することが求められています。